

富士市立小中学校 適正規模・適正配置基本方針 (改定版) 改定のポイント

令和 8 年 7 月
富士市教育委員会

1

1 改定の趣旨

- 旧基本方針は、少子化の進行に伴う児童生徒数の減少や学校の小規模化を踏まえ策定
- 今回の改定は、その後の教育環境の変化を踏まえ、望ましい学校規模・配置条件及び適正化の基本的方向を整理し、
- 将来的な学校再編の方向性をより明確化するため改定

2

教育環境を取り巻く動き

- 令和5年4月 大淵第二小学校を大淵第一小学校に統合
- 令和6年4月 吉原東中学校を吉原第三中学校に統合
- 令和6年度 全ての中学校区で小中連携・一貫教育を開始
- 令和6年度 全ての小中学校でコミュニティ・スクールを導入
- 令和7年度 小中学校再編計画等策定委員会を設置

3

2 改定の主なポイント

- ① 小中一貫教育の全市展開を前提とした方針への見直し
- ② 義務教育学校の位置付け **〔新規〕**
- ③ 望ましい学校規模及び配置条件の再整理
- ④ 学級規模に関する基準の新設 **〔新規〕**
- ⑤ 検討単位の再整理
- ⑥ 地域との連携及び推進工程の具体化

4

① 小中一貫教育の全市展開を前提とした方針への見直し

【旧方針】

- 小中一貫教育の推進を前提として整理

【改定版】

- 全ての中学校区で”小中連携・一貫教育”を開始していること
- また、推進組織、ビジョン、教育課程の整備を前提として整理
- さらに、当面の間は**現行の中学校区を維持する**ことを明記

② 義務教育学校の位置付けの明確化

【旧方針】

- 施設一体型の校舍改築を視野に入れた検討に言及
- 学校種は小学校・中学校を前提

【改定版】

- **義務教育学校**を再編の具体的選択肢として位置付け
- 施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校の設置を基本と明記

③ 望ましい学校規模及び配置条件の整理

【学校規模】

小学校 ……12学級以上24学級以下(各学年2～4学級)
中学校 …… 9学級以上18学級以下(各学年3～6学級)
義務教育学校 ……18学級以上36学級以下(各学年2～4学級) **(新設)**

【配置条件】

小学校 ……通学距離おおむね4km以内
中学校 ……通学距離おおむね6km以内
義務教育学校 ……通学距離おおむね6km以内 **(新設)**
通学時間 ……いずれもおおむね1時間以内

④ 学級規模に関する基準の新設

◆1学級当たりの最少人数基準を18人と明記

【基準設定の観点】

- 学級編制の標準
- コミュニケーション機会の確保
- 多様な価値観に触れる機会の確保

⑤ 検討単位の再整理

【旧方針】

学校単位(〇〇小学校、△△中学校)で対象を整理

【改定版】

中学校区単位(〇〇中学校区)で対象を整理

【見直しの観点】

- “小中連携・一貫教育”との整合
- 中学校区全体の教育環境を踏まえた検討が可能

⑥ 地域との連携及び推進工程の具体化

◆「地域とともにある学校づくり」を明記

学校再編を、子ども・家庭・学校・地域の連携・協働の下で
進める方針を明確化

【新たに位置付けた事項】

- 再編計画の策定
- 長寿命化計画の改定
- 中学校区ごとのアクションプランの策定

3 改定の要点

- 当面の間は**現行の中学校区を維持**
- **義務教育学校**を新たに位置付け
- 1学級当たりの**最少人数基準を18人**
- 検討単位を**中学校区単位**へ再整理
- **地域とともにある学校づくり**と推進工程を明確化

11

4 今後の方向性

- ◆再編計画の策定及び中学校区ごとの具体的な検討を進める
- ◆児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質の更なる充実を図る

【総合的に勘案する観点】

- ・学校施設の状況
- ・児童生徒数の推移
- ・通学条件
- ・地域コミュニティの拠点としての機能
- ・防災拠点としての役割

12

まとめ

- 1 今回の改定は、
『小中一貫教育の全市展開を踏まえた見直し』
- 2 義務教育学校の位置付けや学級規模基準など、
『再編の考え方を具体化』
- 3 今後は、中学校区単位で、
『地域とともに具体的な検討を進める』

